



証券コード 7427

## 第53回

# 定時株主総会 招集ご通知

### 決議 事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員  
である取締役を除く。）  
5名選任の件  
第4号議案 監査等委員である  
取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役（社外取締役及び監査  
等委員である取締役を除  
く。）に対する譲渡制限付株  
式報酬制度の改定の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取  
締役を除く。）賞与支給の件  
第7号議案 監査等委員である取締役賞与  
支給の件

### 日時

2024年5月22日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

### 場所

兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番地23号  
エコーペットビジネス総合学院  
5階 多目的ホール

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

### 株主の皆様へ

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

エコートレーディング株式会社

証券コード 7427  
2024年5月7日

株 主 各 位

兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号  
**エコートレーディング株式会社**  
代表取締役社長 豊 田 実

## 第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<http://www.echotd.co.jp/category/gmoh/>



### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7427/teiji/>



### 【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エコートレーディング」又は「コード」に当社証券コード「7427」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2024年5月21日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年5月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番地23号  
エコーペットビジネス総合学院5階 多目的ホール  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第53期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類  
監査結果報告の件
  2. 第53期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）  
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役賞与支給の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) インターネットによる議決権行使の場合  
5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2024年5月21日（火曜日）午後5時30分までに行使してください。
- (2) 書面による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月21日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。  
なお、ご返送いただいた議決権行使書におきまして、各議案に対する賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

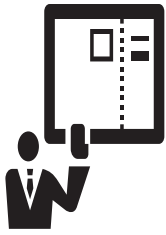
なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

事業報告「業務の適正を確保するための体制」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」


連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

2024年5月22日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)




**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

2024年5月21日(火曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

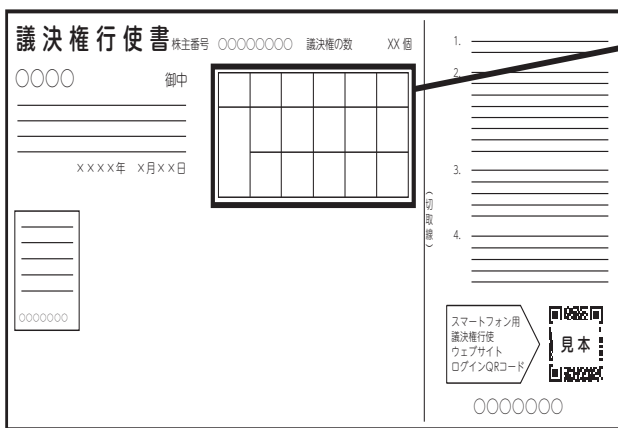
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

---

2024年5月21日(火曜日)  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 00000000 議決権の数 XX 個

0000 御中

XXXX年 X月XX日

0000000

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用 議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

0000000

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

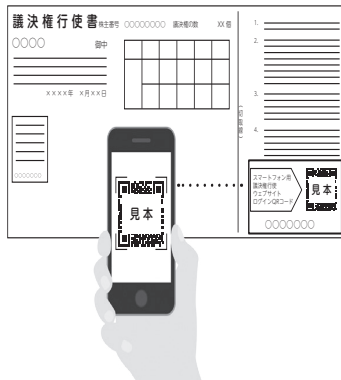
・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使<sup>®</sup>」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

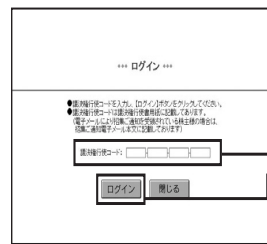
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

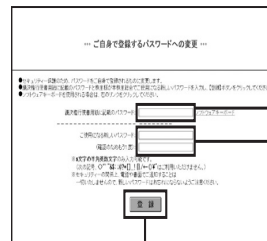
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第53期の期末配当につきましては、当期業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案した結果、普通配当14円に加えて特別配当5円を実施し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円（うち、普通配当14円、特別配当5円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は113,355,919円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき33円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年5月23日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、オフィス機能の強化、業務効率の向上及び優秀な人材の確保を目的として、本年3月に本社機能を兵庫県西宮市から大阪府大阪市に移転いたしました。これに伴い、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店の所在地を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則  (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>兵庫県西宮市</u> に置く。	第1章 総 則  (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を <u>大阪府大阪市</u> に置く。



**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	とよだ みのる 豊田 実 (1955年9月19日生)	2015年1月 当社入社 2015年1月 当社営業本部顧問 2015年3月 当社経営改革本部長 2015年5月 当社取締役副社長兼経営改革本部長 2016年3月 当社代表取締役社長（現任） 2018年4月 株式会社I&I代表取締役社長（現任） 2023年4月 株式会社ペットペット代表取締役社長（現任）  (重要な兼職の状況) 株式会社I&I代表取締役社長 株式会社ペットペット代表取締役社長	64,500株
(取締役候補者とした理由) 豊田 実氏は、食品関連企業の実務経験を積んだ後、当社に入社し、2016年より当社代表取締役社長として経営を牽引しています。ペット業界のみならず、他業界における豊富な経験と幅広い知識、人脈を活かし、当社グループの発展に寄与しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	うめざわひろつぐ 梅澤 広次 (1971年1月5日生)	1994年4月 当社入社 2009年3月 当社営業本部姫路支店長 2011年3月 当社営業本部名古屋支店長 2012年8月 当社営業本部関西支店長 2015年9月 当社営業本部西日本統括部関西第1支店長 2017年3月 当社執行役員営業本部副本部長兼関西第1支店長 2020年3月 当社常務執行役員支店統括本部長 2021年3月 当社常務執行役員営業本部長兼支店統括部長 2022年5月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼支店統括部長 2023年3月 ペッツバリュー株式会社代表取締役社長(現任) 2023年5月 当社常務取締役営業本部長兼支店統括部長(現任) (重要な兼職の状況) ペッツバリュー株式会社代表取締役社長	-株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>梅澤広次氏は、当社で長年にわたり営業の業務に携わり、同分野における豊富な経験と知識を有しております。幅広い顧客との人脈を活かし、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	おのよしはる 小野善治 (1975年11月15日生)	2003年5月 当社入社 2016年3月 当社経理財務本部経理財務部長 2017年3月 当社経営戦略室長 2020年3月 当社執行役員経営戦略室長 2021年3月 当社執行役員経営戦略室長兼経理・システム本部副本部長 2021年10月 当社執行役員経営戦略室長兼経理財務本部副本部長 2022年3月 当社常務執行役員経営戦略室長兼経理財務本部長兼経理部長 2023年5月 当社取締役常務執行役員経営戦略室長兼経理財務本部長 2024年3月 当社取締役常務執行役員経営戦略室長兼経理・システム本部長(現任)	1,700株

(取締役候補者とした理由)

小野善治氏は、当社で長年にわたり経理・財務戦略及び経営戦略に携わり、同分野における豊富な経験と知識を有しております。当社の成長と業績の向上に向けた戦略の実現をはかるために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

4	かとうゆきひさ 加藤幸久 (1976年5月23日生)	1999年4月 当社入社 2019年3月 当社教育事業部長 2020年3月 当社執行役員教育事業部長 2021年3月 当社執行役員人事総務本部副本部長兼教育事業部長兼エコーペットビジネス総合学院学院長 2021年5月 当社執行役員人事総務本部長兼教育事業部長兼エコーペットビジネス総合学院学院長 2022年3月 当社常務執行役員人事総務本部長兼教育事業部長兼エコーペットビジネス総合学院学院長 2023年5月 当社取締役常務執行役員人事総務本部長兼教育事業部長兼エコーペットビジネス総合学院学院長(現任)	一株
---	----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

(取締役候補者とした理由)

加藤幸久氏は、当社で長年にわたり教育及び人事総務の業務に携わり、同分野における豊富な経験と知識を有しております。当社の人材育成、働き方改革をはじめとした効率的な業務推進体制のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	しなだふみたか 品田文隆 (1964年7月21日生)	1988年4月 国分株式会社（現 国分グループ本社株式会社）入社 2017年3月 国分九州株式会社執行役員経営統括部長兼人事総務部長兼経理財務部長兼物流・システム部長兼福岡業務センター部長 2022年1月 国分グループ本社株式会社執行役員サプライチェーン統括部部長兼イノベーション推進部部長兼経営企画部部長 2022年5月 当社取締役（現任） 2023年1月 国分グループ本社株式会社執行役員サプライチェーン統括部長 2023年3月 国分グループ本社株式会社取締役常務執行役員経営統括本部副本部長兼サプライチェーン統括部長（経営企画部・人事総務部・物流統括部管掌）（現任） (重要な兼職の状況) 国分グループ本社株式会社取締役常務執行役員経営統括本部副本部長兼サプライチェーン統括部長（経営企画部・人事総務部・物流統括部管掌）	-株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

品田文隆氏は、経営統括部門等での要職を歴任する中で培われた豊富な経験と見識を有しております。当該経験と見識を活かして、企業経営について多角的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 品田文隆氏は、社外取締役候補者であります。

3. 品田文隆氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。

4. 品田文隆氏は、国分グループ本社株式会社の取締役常務執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者（主要な取引先）に該当いたします。

5. 当社は、品田文隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、品田文隆氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4. (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ひらとう たけゆき 平藤 丈征 (1958年6月20日生)	2005年6月 当社入社 2011年7月 当社上席執行役員物流・システム本部長 2013年5月 当社取締役物流・システム本部長 2016年3月 当社取締役経営改革本部長 2017年3月 当社取締役兼ペッツバリュー株式会社代表取締役社長 2018年3月 当社取締役内部監査室管掌 2018年5月 当社取締役[常勤監査等委員] (現任)	1,400株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 平藤丈征氏は、当社の取締役をはじめ長年にわたり要職を歴任され、当社物流、情報システム、経営企画等の業務に携わる一方、当社子会社の代表取締役社長として経営に携わるなど、豊富な経験と知識を有しております。中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員である取締役として職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			
2	こにし ゆたか 古西 豊 (1968年9月17日生)	2000年4月 公認会計士登録 2003年10月 税理士登録 2003年11月 古西公認会計士事務所開設(現在に至る) 2004年5月 当社監査役 2016年5月 当社取締役[監査等委員] (現任)	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 古西 豊氏は、公認会計士・税理士として会計及び税務の専門家としての豊富な経験と知識を有しております。その専門的見地から、今後も当社の監査等の強化等に貢献していただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、当該見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			



候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	ふるかわゆきのり 古川幸伯 (1974年7月5日生)	2000年4月 大阪弁護士会登録 2003年4月 藤木総合法律事務所パートナー 2009年5月 当社監査役 2012年9月 弁護士法人本町総合法律事務所代表社員(現在に至る) 2016年5月 当社取締役[監査等委員](現任)	一株

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

古川幸伯氏は、弁護士として企業法務の専門家としての豊富な経験と知識を有しております。その専門的見地から、今後も当社の監査等の強化等に貢献していただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。また、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、当該見地から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 古西 豊氏及び古川幸伯氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 古西 豊氏及び古川幸伯氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏のその在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。

4. 当社は、平藤丈征氏、古西 豊氏及び古川幸伯氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、三氏の再任が承認された場合は、三氏との当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「4.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

6. 当社は、古西 豊氏及び古川幸伯氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

(ご参考) 選任後の取締役会の構成とスキル・マトリックス

第3号、第4号議案が原案どおり可決されますと、取締役会の構成は以下のとおりとなります。

氏名	候補者が有する専門性・経験						
	企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	物流事業	人事・労務・人材開発	法務・リスク管理	ESG・サステナビリティ
代表取締役社長 豊田 実	○	○	○	○	○	○	○
常務取締役 梅澤 広次	○	○		○	○	○	
取締役 小野 善治	○		○			○	○
取締役 加藤 幸久	○				○	○	○
社外取締役 品田 文隆	○	○		○			○
取締役 常勤監査等委員 平藤 丈征			○	○		○	○
社外取締役 監査等委員 古西 豊			○				
社外取締役 監査等委員 古川 幸伯						○	

(注) 上記一覧表は、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

## 第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

当社は、2017年5月24日開催の第46回定時株主総会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、年額40,000千円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数を年70,000株以内と承認いただいております。

今般、当社は、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様とのより一層の価値共有を図り、当社の企業価値向上に対する貢献意欲を従来以上に引き出すことを目的として、本制度の内容を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

具体的には、譲渡制限付株式の割当てに際して対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容のうち、譲渡制限期間について、従来の「割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」から「割当てを受けた日より50年間」に変更いたします。

このほか、譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件（以下「在任条件」という。）について、「当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の地位」から「当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更いたします。また、在任条件の変更に伴い譲渡制限の解除に関する取り扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

加えて、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額40,000千円以内から年額70,000千円以内に変更いたします。

また、本議案における対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、事業報告「4. (4)①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

現在の対象取締役は4名ありますが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

なお、変更後の譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は以下のとおりです。



## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より50年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（2）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）4名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額80,000,000円支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告「4. (4)①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであり、本議案は当該方針と整合しており相当であると判断しております。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

**第7号議案** 監査等委員である取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）1名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額5,000,000円支給いたしたいと存じます。

なお、本議案は監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

以 上

# 事業報告

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行されたことに伴い、社会経済活動の正常化が一段と進み、個人消費やインバウンド需要が回復するなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化、物価の上昇、金融資本市場の変動など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

ペット業界におきましては、犬の飼育頭数減少、原油・原材料価格の高騰による仕入価格の上昇、人手不足による人件費増加に加え電気代や配送費など様々なコスト上昇が継続しており、ペット市場を取り巻く経営環境は依然として厳しい環境が続いております。

こうした状況の下、2024年2月期は「基本の徹底、そして成長へ」をスローガンとする新中長期経営計画の折り返しとなる3年目であり、「基本の徹底」によるローコストオペレーションに加え、「成長戦略」としては、デジタル化社会での経営戦略として「CED (Communication、Education/Entertainment、Design)」をコンセプトにおいた事業展開を更に推し進めることで他社との違いを明確にし、世界に発信できるマーケティング・デザイン・カンパニーとして、あらゆる角度からお客様をサポートしてまいりました。

ペットフード・ペット用品の卸売事業につきましては、営業本部をヘッドクォーターとする本部制を更に強化するとともに、単品管理の徹底による安定した利益の創出、物流センターの運営や配送ルートなどの見直しによる物流コストの抑制を積極的に進め、更なる利益改善に取り組んでまいりました。

イベント事業につきましては、『みんな大好き！！ペット王国2023』を2023年5月3日から4日にかけて開催いたしました。コロナ禍により2020年・2021年と休止しておりましたが今回で開催17回目を迎え、動員数では2日間で約4万人に達する一大イベントにまで成長し、ペットとの生活の素晴らしさや、ペットと暮らす効用を実感・体験出来る『人とペットのふれあいの場』を提供するイベントとして多くの生活者様にご来場頂いております。

一方、ペッツバリュー株式会社では、「ペットオーナーの悩みに寄り添えるお店」をコンセプトに店舗開発事業におけるサービスレベルの向上に取り組み、管理店舗数は254店舗となっ

ております。また、商品部では既存商品の拡販に努めてまいりました。

また、株式会社I&Iでは、お客様へのプロモーション戦略の強化並びに新たなチャネル開拓への取り組みにより、卸売事業の販売促進企画に注力するとともにペッツバリュー株式会社から一部機能を移管した商品開発事業部では、「あ！これいいね。」をコンセプトとした今までにない価値を提案する商品開発に注力し、2024年2月22日に『シエルフ&タワー with Cat』の販売を開始いたしました。今回販売したオリジナル商品は、人とペットが快適に共生(Share)することで絆(kiZuna)を深め、幸せがずっと(Zutto)続くことを願う『ShareZ(シェアーズ)』ブランド商品の第一弾となります。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、価格改定による商品単価の上昇、ライフステージや機能性に着目した高付加価値商材の拡大などにより、1,074億6百万円(前期比10.8%増)となりました。また、営業利益については、単品管理の更なる徹底による売上総利益の改善、配送ルートの見直しや不動・滞留在庫の削減による適正在庫での運用など物流コスト抑制を目的とした活動を継続し、17億1千9百万円(前期比100.4%増)となりました。

経常利益は17億4千5百万円(前期比94.5%増)となり、また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失を8千3百万円計上したことなどにより、12億1千3百万円(前期比105.6%増)となりました。

企業集団の品目別の売上高は、次のとおりであります。

区 分	金額(百万円)	前期比(%)	構成比(%)	
ペット フード	ドッグフード	15,012	116.7	14.0
	キャットフード	33,357	119.4	31.1
	スナックフード	30,053	110.0	28.0
	鳥・小動物・観賞魚等フード	3,377	98.7	3.1
	小 計	81,801	114.3	76.2
ペット 用品	犬・猫用品	21,802	103.7	20.3
	その他用品	3,405	85.6	3.2
	小 計	25,208	100.8	23.5
そ の 他	397	96.1	0.3	
合 計	107,406	110.8	100.0	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### (ペットフード)

ドッグフードにつきましては、犬の飼育頭数減少による外部環境の悪化が見られるものの、前年度に引き続き価格改定による商品単価が上昇したことや、ペットの家族化を背景に機能性の高いプレミアムタイプが市場を牽引したことにより、市場全体では前年比10.0%増となりました。当社でも高付加価値商材を中心とする販売戦略を継続した結果、売上高は150億1千2百万円(前期比16.7%増)となりました。

キャットフードにつきましては、猫の飼育頭数が増加に転じたことや、ドッグフード同様価格改定による商品単価の上昇、高付加価値商材となるプレミアムフードの成長により、市場全体では前年比13.2%増となりました。当社でも機能性フードや安全性を追求したフードなど高付加価値商材への販売に注力した結果、売上高は333億5千7百万円(前期比19.4%増)となりました。

スナックフードにつきましては、コロナ禍による巣ごもり需要が一巡し、市場成長の鈍化が懸念されましたが、コミュニケーションツールとしての利用は定着しており、猫用スナックが堅調に推移するとともに、犬猫ペーストタイプのおやつが引き続き市場全体を牽引したことにより、市場全体では前年比13.3%増と2年連続で二桁成長を続けております。当社でも猫関連



の素材系おやつや液状スナックが大きく伸長した結果、売上高は300億5千3百万円（前期比10.0%増）となりました。

鳥・小動物フードにつきましては、円安や穀物価格の高騰を背景とする価格改定が行われたものの、数量は減少推移となったことにより、市場全体では前年比1.5%減となりました。観賞魚等フードにおいては、コロナ禍による巣ごもり需要が落ち着きを見せたものの、メダカの個人飼育者による繁殖ブームや夏祭りなどの金魚すくいイベントが回復したことなどにより、観賞魚等フード市場全体では前年比2.7%増となりました。これらの結果、鳥・小動物・観賞魚等フード合計の売上高は33億7千7百万円（前期比1.3%減）となりました。

#### （ペット用品）

犬・猫用品につきましては、近年の猫飼育の人気やシステムトイレへの注力促進などにより猫砂やシートなどが好調に推移いたしました。また、オムツに関しても飼育者のマナー意識の向上とともに、着用シーンの定着化が進んだことなどにより、売上は堅調に推移しております。これらの結果、売上高は218億2百万円（前期比3.7%増）となりました。

その他用品につきましては、節約志向の高まりによる低価格への需要シフトが一部見られたことなどにより、売上高は34億5百万円（前期比14.4%減）となりました。

### （2）設備投資の状況

設備投資につきましては、特に記載すべき事項はありません。

### （3）資金調達の状況

資金調達につきましては、特に記載すべき事項はありません。

### （4）対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、国際情勢の不安定化、エネルギー資源・原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続くと思われまます。

こうした状況の下、2026年2月期を最終事業年度とする新中長期経営計画の実現に向け、「基本の徹底、そして成長へ」をスローガンとする基本戦略を引き続き進めてまいります。

具体的には、持続的な収益獲得基盤の構築を目的とする子会社を含めた物流センターの移転を行うとともに、人的資本経営の一環として、本社事務所の移転や人材育成を目的とする社員への更なる投資を実施してまいります。

また、成長戦略としては、デジタル化社会での経営戦略として「CED（Communic

ation、Education/Entertainment、Design)」をコンセプトにおいた事業展開を更に推し進めることで他社との違いを明確にし、世界に発信できるマーケティング・デザイン・カンパニーとして、あらゆる角度からお客様をサポートしてまいります。

ペットバリュー株式会社では、店舗開発事業におけるサービスレベルを向上させることに注力し、お客様満足度の更なる向上に取り組んでまいります。

株式会社I&Iでは、オリジナル商品『シェルフ&タワー with Cat』の販売促進強化とともに、『ShareZ (シェアーズ)』ブランドの拡大に努めてまいります。また、お客様へのプロモーション戦略の強化並びに新たなチャネル開拓への取り組みなどにより、卸売事業の販売促進企画に注力してまいります。

次期連結会計年度の業績に関しましては、当社グループ一丸となって課題に取り組み、確実に成果に結びつけていく所存であります。

今後とも株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 50 期 (2021年 2 月期)	第 51 期 (2022年 2 月期)	第 52 期 (2023年 2 月期)	第 53 期 (当連結会計年度) (2024年 2 月期)
売 上 高(千円)	85,654,524	91,930,433	96,955,316	107,406,772
経 常 利 益 ( 千 円 )	309,712	478,898	897,395	1,745,165
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	242,687	288,172	590,411	1,213,678
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	40円27銭	47円82銭	97円98銭	201円65銭
総 資 産 (千円)	30,412,188	29,379,336	31,667,740	33,523,906
純 資 産 (千円)	8,943,257	9,134,605	9,583,798	10,642,439
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,478円80銭	1,510円58銭	1,585円29銭	1,780円20銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第52期の期首から適用しており、第52期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
ペッツバリュー株式会社	30,000	100	ペットフード・ペット用品の商品開発事業 ペットショップ店舗開発事業
株 式 会 社   &	10,000	60	ペットフード・ペット用品の商品開発事業 ペット用品の販売促進ツールの企画・製作 事業
株式会社ペットペット	27,453	81	ペット総合情報サイト運営事業

- ③ その他  
該当事項はありません。

**(7) 主要な事業内容** (2024年2月29日現在)

ペットフード・ペット用品の卸売事業、ペット関連教育事業  
ペットフード・ペット用品の商品開発事業、ペットショップ店舗開発事業  
ペット用品の販売促進ツールの企画・製作事業  
ペット総合情報サイト運営事業

**(8) 主要な営業所** (2024年2月29日現在)

① エコートレーディング株式会社

西宮本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

東京本社 神奈川県川崎市幸区堀川町66番2号

支店 札幌(北海道石狩市) 東北(宮城県登米市)

関東 (埼玉県三郷市)

横浜オフィス(横浜市瀬谷区)

名古屋(名古屋市港区) 関西(兵庫県西宮市)

四国(香川県綾歌郡宇多津町) 広島(広島県山県郡北広島町)

福岡(福岡県糟屋郡宇美町)

エコーペットビジネス総合学院(兵庫県尼崎市)

② ペッツバリュー株式会社

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

③ 株式会社I&I

本社 東京都新宿区築地町9番地

プロモーション開発室

大阪府八尾市久宝寺6丁目7番19号

④ 株式会社ペットペット

本社 兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号

### (9) 使用人の状況 (2024年2月29日現在)

事業の内容	使用人数	前期末比
ペット関連事業	323名	9名減
合計	323名	9名減

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートタイマー等458名は上記の使用人数には含まれておりません。

### (10) 主要な借入先 (2024年2月29日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社りそな銀行	1,100,000
株式会社みずほ銀行	900,000
株式会社三菱UFJ銀行	900,000
株式会社三井住友銀行	200,000
日本生命保険相互会社	100,000

### (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年3月に業務効率の向上を図るため、本社機能を兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番23号から大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番4号新大阪第5ドイビル12階に移転いたしました。本店移転登記につきましては、2024年5月開催予定の当社第53回定時株主総会決議後に実施する予定です。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年2月29日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,966,101株

(注) 発行済株式の総数は自己株式 (70,445株) を控除して記載しております。

(3) 株主数 4,577名

#### (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
国分グループ本社株式会社	1,105,064株	18.52%
高橋 一彦	380,451	6.38
エコートレーディング 共栄会	317,000	5.31
伊藤忠商事株式会社	220,000	3.69
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	147,600	2.47
ティーアール株式会社	129,100	2.16
高橋 明裕	100,000	1.68
新沼 吾史	95,000	1.59
山下 良久	73,800	1.24
豊田 実	64,500	1.08

(注) 持株比率は自己株式(70,445株)を控除して計算しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2024年2月29日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	豊田 実	株式会社I&I代表取締役社長 株式会社ペットペット代表取締役社長
常務取締役	梅澤 広次	営業本部長 兼支店統括部長 ペッツバリュー株式会社代表取締役社長
取締役	小野 善治	常務執行役員経営戦略室長 兼経理財務本部長
取締役	加藤 幸久	常務執行役員人事総務本部長 兼教育事業部長 兼エコーペットビジネス総合学院学院長
取締役	品田 文隆	国分グループ本社株式会社 取締役常務執行役員経営統括本部副本部長 兼サプライチェーン統括部長 (経営企画部・人事総務部・物流統括部管掌)
取締役（常勤監査等委員）	平藤 丈征	
取締役（監査等委員）	古西 豊	公認会計士・税理士
取締役（監査等委員）	古川 幸伯	弁護士

- (注) 1. 取締役品田文隆氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）古西 豊氏及び取締役（監査等委員）古川幸伯氏は、社外取締役であります。  
なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）古西 豊氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために平藤丈征氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2023年5月24日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長高橋一彦氏は、任期満了により退任いたしました。

6. 2024年3月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新役職及び担当	旧役職及び担当
小野善治	取締役常務執行役員経営戦略室長 兼 経 理 ・ シ ス テ ム 本 部 長	取締役常務執行役員経営戦略室長 兼 経 理 財 務 本 部 長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役品田文隆氏及び各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、2,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合、被保険者が犯罪行為、不正行為、詐欺行為を行った場合、被保険者が法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為の場合には填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

##### 1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主との価値共有を進めることができる報酬体系としております。

取締役の個人別の報酬については、各取締役の職責を勘案し適切な水準とすることとしております。

取締役の報酬は、基本報酬、株主総会決議に基づく賞与及び譲渡制限付株式報酬とし、監督機能を担う取締役の報酬は、その職務を勘案し基本報酬のみとしております。

##### 2) 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、株主総会で決議された報酬額の限度内で、当社の業績や経済情勢等を勘案して、各取締役の職位ごとに、その職責に基づいて報酬テーブルを設定し、その範囲の中で個人別の報酬を決定することとしております。

##### 3) 賞与に関する方針

当社の取締役の賞与は、各事業年度ごとに株主総会に付議し承認された金額としております。

当該賞与は、各取締役の担当部門の成果を反映して、個人別の賞与の金額を決定することとしております。

##### 4) 業績連動報酬等に関する方針

該当事項はありません。



5) 非金銭報酬等に関する方針

当社の非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする譲渡制限付株式報酬としております。

当社の譲渡制限付株式報酬は、株主総会で決議された報酬額の限度内で、当社の業績やインセンティブを与えることが適切な時期等を勘案して、支給することとしております。

譲渡制限付株式報酬の金額は、基本報酬で設定された報酬テーブルの比率を基準として、個人別の金額を決定することとしております。

6) 報酬等の割合に関する方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬、株主総会決議に基づく賞与及び譲渡制限付株式報酬であるため、当該割合は定めておりません。

7) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬を付与する時期は、毎月としております。

賞与を付与する時期は、その支給に係る株主総会の決議を受けた後としております。

譲渡制限付株式報酬を付与する時期は、その支給にかかる取締役会の決議を受けた後としております。

8) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長豊田 実に対し各取締役の基本報酬の額、賞与の額及び譲渡制限付株式報酬の額の決定を委任しております。

委任した理由は、当社の業績を勘案し各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。



② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	161,238	81,238	80,000	—	5
取締役 (監査等委員)	20,445	15,445	5,000	—	3
計	181,683	96,683	85,000	—	8

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の基本報酬には、2023年5月24日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含み、無報酬としている取締役1名を除いております。
2. 取締役（監査等委員を除く）及び取締役（監査等委員）の賞与は、2024年5月22日開催予定の第53回定時株主総会において付議いたします「取締役（監査等委員である取締役を除く。）賞与支給の件」及び「監査等委員である取締役賞与支給の件」の承認可決を条件として支給予定の役員賞与であります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年5月25日開催の第45回定時株主総会において、月額30,000千円以内（うち社外取締役月額5,000千円以内）と決議いただいております。  
 なお、取締役（監査等委員を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきます。  
 当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名（うち社外取締役は1名）であります。  
 また、金銭報酬とは別枠で、2017年5月24日開催の第46回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額40,000千円以内と決議いただいております。  
 当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は、6名であります。
5. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2016年5月25日開催の第45回定時株主総会において、月額10,000千円以内と決議いただいております。  
 当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 社外取締役（監査等委員を除く）

#### 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

取締役品田文隆氏は、国分グループ本社株式会社の取締役常務執行役員経営統括本部副本部長兼サプライチェーン統括部長であります。国分グループ本社株式会社は当社の大株主であり、当社は同社との間に商品売買の取引関係があります。

#### 2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

#### 3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

#### 4) 当事業年度における主な活動内容

氏名	取締役会（13回開催）		発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	出席回数	出席率	
品田文隆	12回	92.3%	主に国分グループ本社株式会社の取締役常務執行役員としての豊富な経験と見識に基づく発言を行っております。当該経験と見識を活かして企業経営について多角的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等を行うなど、適切な役割を果たしております。

#### 5) 報酬等の総額

該当事項はありません。

#### 6) 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

#### 7) 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

### ② 社外取締役（監査等委員）

#### 1) 他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

#### 2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

3) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係  
該当事項はありません。

4) 当事業年度における主な活動内容

氏名	取締役会(13回開催)		監査等委員会(13回開催)		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
古西 豊	13回	100.0%	13回	100.0%	主に公認会計士・税理士としての専門的見地からの発言を行っております。 当該専門的見地を活かして当社の監査等の強化等を行うなど、適切な役割を果たしております。
古川 幸伯	12回	92.3%	13回	100.0%	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 当該専門的見地を活かして当社の監査等の強化等を行うなど、適切な役割を果たしております。

5) 報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬	
社外取締役 (監査等委員)	6,000	6,000	-	-	2

6) 子会社から受けている報酬等の総額  
該当事項はありません。

7) 上記記載内容に関する社外役員の意見  
該当事項はありません。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金額(千円)
①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	公認会計士法第2条第1項の業務（監査業務）に係る報酬等の額	31,700
	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	-
	計	31,700
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		31,700

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人について、前事業年度の監査実績の分析及び評価を行いました。また、監査計画と実績を対比し計画どおりに終了したことを確認しました。それらを踏まえた当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積りの相当性を審議し、会計監査人の監査報酬は妥当と認め同意いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号（会計監査人の解任事由）に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- ② 監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ③ 監査等委員会は、上記の他、会計監査人の監査の品質や監査報酬等を総合的に勘案し、必要があると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、28,000千円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

### 6. 会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

### 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>31,154,882</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>22,585,942</b>
現金及び預金	4,060,023	支払手形及び買掛金	15,168,171
受取手形及び売掛金	21,361,594	短期借入金	3,200,000
商 品	3,202,098	未 払 金	3,169,192
貯 蔵 品	9,158	未 払 法 人 税 等	280,408
未 収 入 金	2,475,355	賞 与 引 当 金	216,800
そ の 他	63,489	役 員 賞 与 引 当 金	85,000
貸 倒 引 当 金	△16,836	そ の 他	466,370
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,369,024</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>295,524</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,219,861</b>	そ の 他	295,524
建物及び構築物	271,663	<b>負 債 合 計</b>	<b>22,881,467</b>
土 地	870,658	<b>純 資 産 の 部</b>	
そ の 他	77,539	株 主 資 本	10,299,472
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>81,078</b>	資 本 金	1,988,097
そ の 他	81,078	資 本 剰 余 金	1,945,372
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,068,083</b>	利 益 剰 余 金	6,449,249
投資有価証券	806,748	自 己 株 式	△83,247
そ の 他	263,534	その他の包括利益累計額	321,384
貸 倒 引 当 金	△2,200	その他有価証券評価差額金	321,384
<b>資 産 合 計</b>	<b>33,523,906</b>	非 支 配 株 主 持 分	21,582
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>10,642,439</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>33,523,906</b>

# 連結損益計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	107,406,772
売上原価	94,981,716
売上総利益	12,425,055
販売費及び一般管理費	10,705,063
営業利益	1,719,992
営業外収益	
受取利息	1,405
受取配当金	13,721
業務委託料	25,910
その他	27,010
営業外費用	
支払利息	22,555
有形売却損	5,110
電子記録債権売却損	8,557
その他	6,650
経常利益	1,745,165
特別利益	
投資有価証券売却益	6,002
特別損失	
投資有価証券評価損	41,877
事務所移転費用	41,864
その他	50
税金等調整前当期純利益	1,667,374
法人税、住民税及び事業税	437,155
法人税等調整額	19,813
当期純利益	1,210,405
非支配株主に帰属する当期純損失	△3,272
親会社株主に帰属する当期純利益	1,213,678



# 貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>28,681,874</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>20,831,306</b>
現金及び預金	2,546,496	支払手形	119,248
受取手形	343,570	買掛金	14,258,426
電子記録債権	3,140,393	短期借入金	3,200,000
売掛金	17,509,304	リース債	21,951
商貯蔵品	3,081,509	未払費用	2,305,612
前払費用	5,154	未払法人税等	171,058
未収入金	55,040	未払消費税等	246,078
その他の金	2,008,156	前受金	135,584
貸倒引当金	8,980	預り金	23,075
	△16,732	賞与引当金	37,629
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,360,681</b>	役員賞与引当金	192,739
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,218,978</b>	役員賞与引当金	85,000
建物	268,432	その他の	34,901
構築物	3,231	<b>固 定 負 債</b>	<b>237,518</b>
機械及び装置	0	リース債	65,042
工具、器具及び備品	23,561	資産除去債	80,600
土地	870,658	その他の	91,874
リース資産	53,095	<b>負 債 合 計</b>	<b>21,068,824</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>80,389</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア	47,272	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,652,346</b>
リース資産	22,429	資本金	1,988,097
電話加入権	10,687	資本剰余金	1,931,642
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,061,313</b>	資本準備金	1,931,285
投資有価証券	806,748	その他資本剰余金	356
関係会社株式	12,778	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>5,815,853</b>
出資金	4,721	利益準備金	84,922
長期前払費用	10,309	その他利益剰余金	5,730,930
繰延税金資産	3,484	別途積立金	3,800,000
その他の	225,472	繰越利益剰余金	1,930,930
貸倒引当金	△2,200	<b>自 己 株 式</b>	<b>△83,247</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>31,042,555</b>	評価・換算差額等	321,384
		その他有価証券評価差額金	321,384
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,973,731</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>31,042,555</b>



# 損益計算書

(2023年3月1日から  
2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		103,429,684
売上原価		91,678,558
売上総利益		11,751,125
販売費及び一般管理費		10,242,312
営業利益		1,508,813
営業外収益		
受取利息	1,404	
受取配当金	13,721	
受取賃貸料	27,071	
業務受託料	25,878	
その他	23,031	91,106
営業外費用		
支払利息	22,555	
有形売却損	5,110	
電子記録債権売却損	8,557	
その他	3,311	39,534
経常利益		1,560,385
特別利益		
投資有価証券売却益	6,002	6,002
特別損失		
投資有価証券評価損	41,877	
事務所移転費用	41,864	
その他	0	83,742
税引前当期純利益		1,482,645
法人税、住民税及び事業税	377,078	
法人税等調整額	10,106	387,185
当期純利益		1,095,460

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

エコートレーディング株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 千原 徹也

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 須藤 英哉

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコートレーディング株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコートレーディング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年4月10日

エコートレーディング株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 千原 徹也

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 須藤 英哉

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコートレーディング株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月12日

エコートレーディング株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 平 藤 丈 征 ㊞

監 査 等 委 員 古 西 豊 ㊞

監 査 等 委 員 古 川 幸 伯 ㊞

(注) 監査等委員古西 豊及び古川幸伯は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。



# 株主総会会場ご案内図



## エコペットビジネス総合学院5階 多目的ホール

兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番地23号 電話：(06) 6396-8250



交通のご案内

JR 尼崎駅 南出口 南西へ徒歩約 2 分

お願い

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。